

令和2年3月2日

令和2年第1回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

企 業 庁

# 目 次

ページ

(報告事項)

I 「障がい者活躍推進計画（案）」について-----	1
II 令和元年度神奈川県営水道についてのお客さま意識調査及び事業所調査の結果 （速報）について-----	5
III 電力システム改革への対応について-----	8

## I 「障がい者活躍推進計画（案）」について

### 1 計画策定にあたって

#### (1) 策定趣旨

##### ア 計画策定に至る経緯等

- ・ 本県では、「かながわ障がい者計画」の下、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進しており、同計画及び障害者雇用促進法等に基づき、県庁自らも「障がいのある人を対象とした職員採用選考」の実施など、障がい者雇用に積極的に取り組んできた。
- ・ しかしながら、平成 30 年 8 月、公務部門における対象障がい者の不適切計上の実態が全国的に判明したため、同年 11 月に学識経験者等で構成する「障がい者雇用促進検討委員会」を設置し、再発防止策等の検討を進め、平成 31 年 4 月に同委員会から各種提言を盛り込んだ報告書が提出された。
- ・ 令和元年 6 月の障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体において障がい者の活躍のための取組を盛り込んだ「障害者活躍推進計画」を作成することとされた。

##### イ 障がい者の活躍の定義

- ・ 障がい者が、障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できること

##### ウ 計画の理念等

- ・ 障害者の権利に関する条約におけるスローガンである「私たちのことを私たち抜きに決めないで」にあるとおり、障がい当事者の視点に立つとともに、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を踏まえて計画を策定

#### (2) 策定主体

- ・ 県庁全体で障がい者の活躍推進に向けた取組を推進するため、各任命権者が連携して計画を策定
- ・ 各取組の実施にあたっては任命権者間で積極的に連携

#### (3) 計画期間

5 年間（令和 2 年度～ 6 年度）

#### (4) 周知・公表

策定又は改定を行った計画及び毎年度の取組状況等について、インターネットへの掲載等により全職員に周知するとともに、県ホームページに掲載して公表

## 2 本県における障がい者雇用等の状況

### (1) 障がい者採用選考の実施等

- ・ 昭和 55 年度から実施し、多くの障がい者を積極的に採用
- ・ 平成 31 年 4 月から知的障がい者・精神障がい者の採用を開始
- ・ 令和元年 6 月から、知的障がい者及び精神障がい者を非常勤職員として雇用し、民間企業等への正規就労へと繋げる「かながわチャレンジオフィス」を設置

### (2) 雇用率の状況

令和元年 6 月 1 日現在

任命権者	法定雇用率	法定雇用障がい者数の算定基礎となる職員数	障がい者の数	実雇用率
知事部局	2.5%	7,791 人	224.5 人	2.88%
企業庁	2.5%	1,005.5 人	27 人	2.69%
議会局	2.5%	79.5 人	2 人	2.52%

### (3) 職場定着の状況

#### ア 採用 1 年後の定着率

94.4%

※ 対象：「障がいのある人を対象とした職員採用選考」による採用者（平成 21 年度～平成 30 年度採用（教育委員会及び警察本部を除く。））

#### イ 平均勤続年数

22 年 2 月

※ 対象：「障がいのある人を対象とした職員採用選考」による採用者（令和元年 6 月 1 日現在在職者（教育委員会及び警察本部を除く。））

## 3 障がい者の活躍推進に向けた取組

### (1) 推進体制の整備

#### ア 庁内検討会議の設置等

- ・ 全任命権者の人事担当課長及び関係課長で構成する「障がい者の活躍推進に関する庁内検討会議」及び障がいのある職員を構成員に含む検討チームを設置し、毎年度、取組状況を確認・検証
- ・ 学識経験者や障がい者団体関係者等で構成する「障がい者活躍推進検討委員会」に取組状況等を報告。意見を取組へ反映
- ・ 障がい者の活躍推進に向けた取組等について、障がいのある職

員やその上司、同僚等に対するアンケート、ヒアリング等を実施し、意見を取組へ反映

- ・ 各任命権者において「障害者雇用推進者」を選任し、全庁的に取組を推進

#### イ 相談先の確保等

- ・ 各局及び障がいのある職員が5名以上いる所属に「障害者職業生活相談員」を配置。相談員は、国の実施する研修等を受講
- ・ 人事課等に相談窓口を設置。産業医とも連携
- ・ 国等の機関における相談窓口を活用

#### ウ 障がい理解の促進

- ・ 全所属の管理監督者等を対象に障がい理解に係る研修を実施
- ・ 職員キャリア開発支援センターで障がい理解に係る研修を実施
- ・ e-ラーニングの活用 等

### (2) 職務の選定・マッチング等

- ・ 医師等の同席の下、採用前の合格者面談を実施し、障がい者一人ひとりの障がい特性や適した業務等を確認。先輩職員による業務説明等の機会を設定
- ・ 採用後も、所属の管理監督者による面談等を通じて、障がい者一人ひとりの障がい特性等を確認し、業務との適切なマッチングを推進
- ・ 「チャレンジオフィス」において全庁的な調査を行い、業務の掘り起こし等を実施

### (3) 職場環境の整備

- ・ 障がい特性に配慮し、多目的トイレ、スロープ、エレベーター、休憩室等の施設を整備
- ・ 就労支援機器（音声読み上げソフト、画面拡大ソフト等）や補助者（リーディングアシスタント等）の配置など、体制整備を推進
- ・ 本人が希望する場合には、「就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障がい特性等について情報を共有
- ・ 所属の管理監督者による面談等を通じて、障がい者一人ひとりの障がい特性等を確認し、合理的配慮を提供。療養休暇等の服務関係の諸制度等を有効に活用できるよう、適切に助言

### (4) 職員の採用・育成等

#### ア 障がい者採用の取組

- ・ 県ホームページに募集案内を掲載する際のウェブアクセシ

ビリティの確保、従事する職務の例示、障がい者団体を通じた周知等

- ・ 拡大印刷・点字、筆談、手話通訳対応、面接時の就労支援機関の職員等の同席など、採用選考時の配慮
- ・ 「チャレンジオフィス」等において、特別支援学校及びインクルーシブ教育実践推進校の生徒を対象に実習を受入れ（インターンシップ）

#### イ キャリア形成に向けた取組

- ・ 職員キャリア開発支援センターの研修や、各局主体の専門研修等を通じて、実務能力、専門性を向上
- ・ 障がい特性に応じて資料を点字化するなど、必要な配慮を提供

#### ウ 多様で柔軟な働き方の推進

- ・ テレワークや拡大時差出勤の活用
- ・ 年次休暇等の取得促進

#### エ 人事異動等における配慮

- ・ 所属の管理監督者による面談や人事担当者によるキャリア面接等を通じて、障がい者一人ひとりの障がい特性等を確認
- ・ 人事異動にあたっては、業務との適切なマッチング等を実施

#### (5) 優先調達等

- ・ 優先調達推進法に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じ、障がい者の活躍の場の拡大を推進
- ・ 企業庁においては、処分品の水道メーターを分解・分別する作業を、県営水道給水区域内の障害福祉サービス事業所へ委託している。

## 4 目標

計画的に取組を推進するため、次のとおり目標を設定する。

項目	計画策定時	目標（期限）
障がい者雇用率	2.88%〔知事部局〕 2.69%〔企業庁〕 2.52%〔議会局〕 (令和元年6月1日)	3.0% (令和6年6月1日)

## 5 今後の予定

令和2年3月 「障がい者活躍推進計画」の策定

## Ⅱ 令和元年度神奈川県営水道についてのお客さま意識調査及び事業所調査の結果（速報）について

県営水道利用者のニーズを把握し、事業運営に反映していくため、給水区域内のご家庭と事業所の水使用に関する状況や水道事業に関する意識等について調査を実施した。

### 1 調査の概要

#### (1) 調査対象・期間等

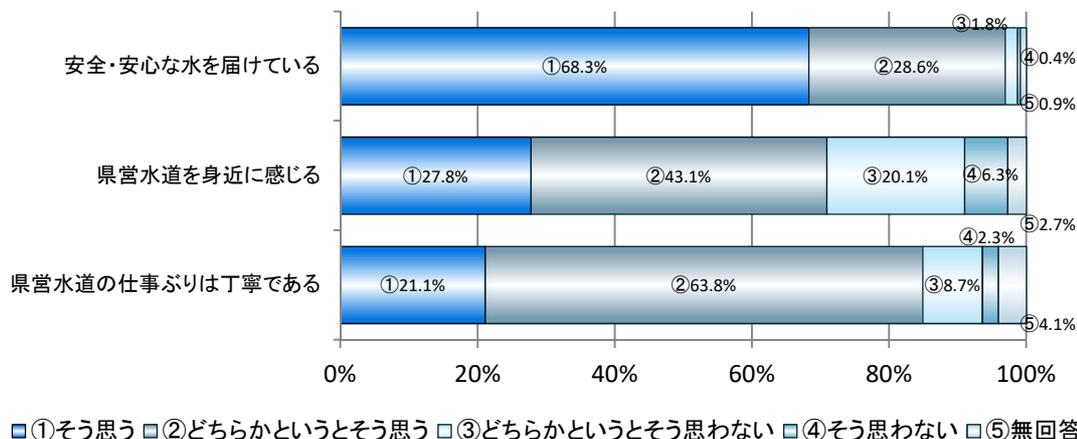
	お客さま意識調査	事業所調査
調査対象	満20歳以上の5,000人（住民基本台帳からの層化無作為抽出）	年間の使用水量等が10,000m <sup>3</sup> 以上の全事業所(921事業所)
調査期間	令和元年11月18日～12月2日	
有効回答数 (有効回答率)	有効回答数 2,413件 (有効回答率 48.3%)	有効回答数 630件 (有効回答率 68.4%)

#### (2) 主な調査結果

##### ア 県営水道のイメージ（お客さま意識調査のみ）

お客さまの約7割が「安全・安心な水を届けている」と回答し、「県営水道を身近に感じる」「県営水道の仕事ぶりは丁寧である」についても肯定的な回答が多い。

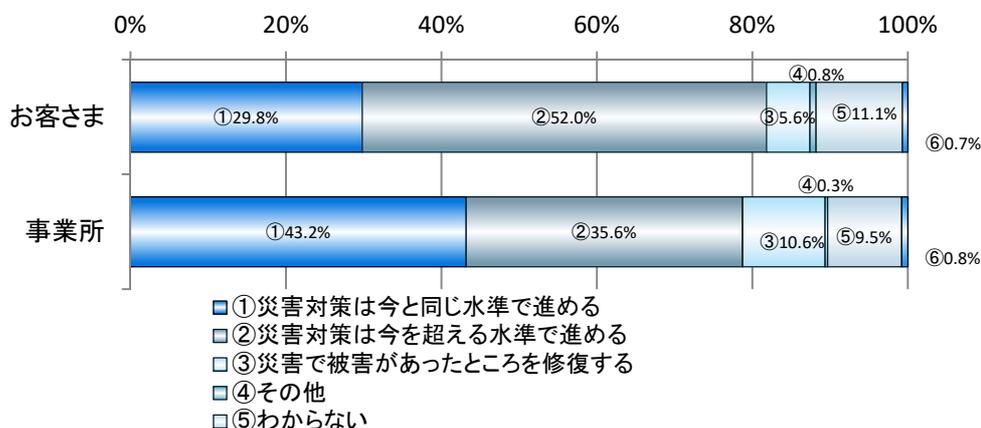
**設問** あなたのご家庭の水道に水をお届けしている県営水道についてどんなイメージをお持ちですか。



## イ 災害対策について

お客さま、事業所のそれぞれ約8割が、災害対策を今以上の水準で進める必要があると回答。

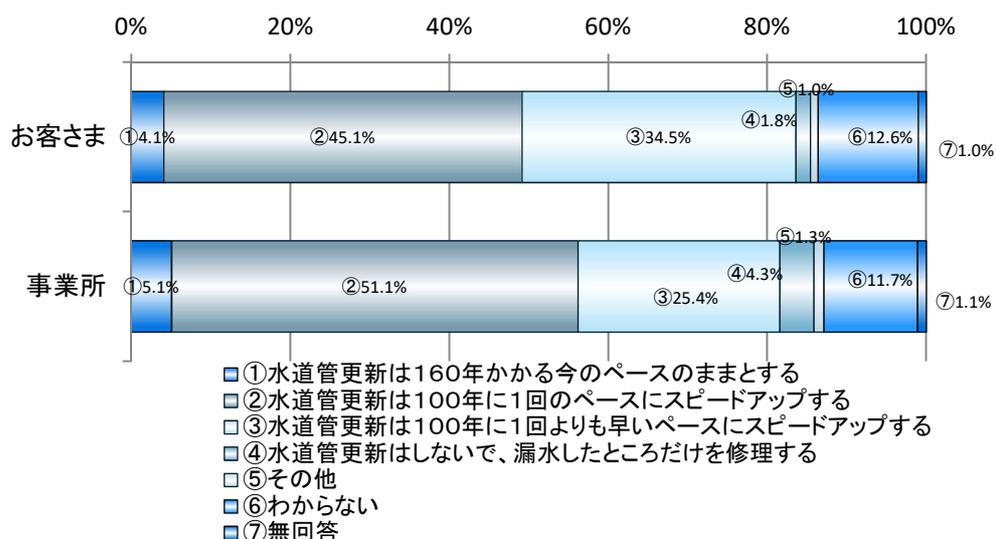
**設問** 今後の災害対策の進め方についてどう思いますか。



## ウ 水道管の更新の取組について

お客さま、事業所のそれぞれ約8割が、100年に1回以上のペースにスピードアップして水道管を更新する必要があると回答。

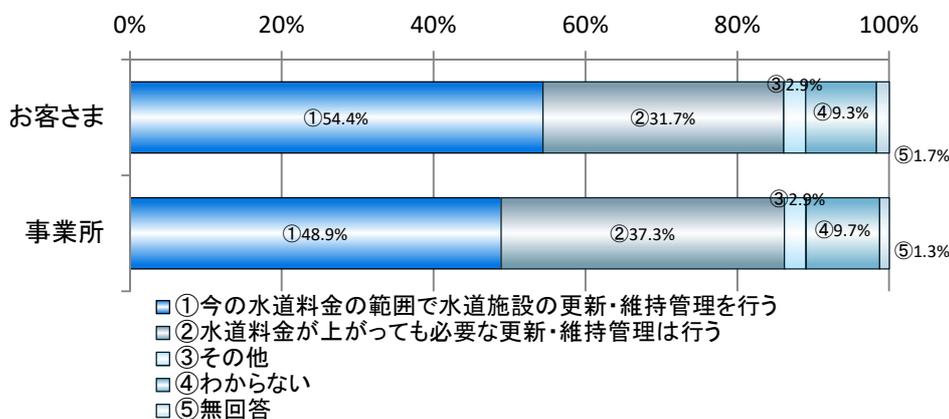
**設問** 水道施設の更新の取組についてどう思いますか。



## エ 水道施設の更新及び維持管理について

お客さまの約3割、事業所の約4割が、「水道料金が上がっても必要な更新・維持管理は行う」と回答。

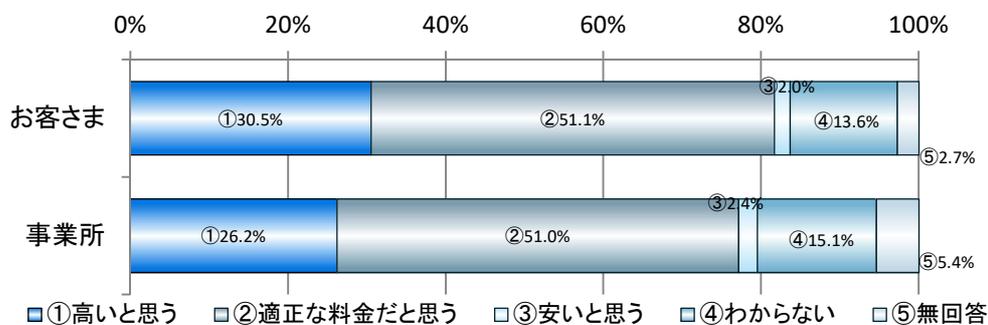
**設問** 今後の県営水道の施設の更新及び維持管理についてどう思いますか。



## オ 県営水道の上水道料金について

お客さま、事業所のそれぞれ約5割が現在の料金について適正と回答。

**設問** 現在お支払いいただいている上水道料金について、どう思いますか。



## 2 今後の予定

調査結果の詳細な分析を行い、令和2年3月末までに報告書を取りまとめ公表する。

### Ⅲ 電力システム改革への対応について

現在、国により進められている電力システム改革により整備される新たな取引市場の状況と、発電事業者である県営電気事業の今後の対応について報告する。

#### 1 電力システム改革の状況

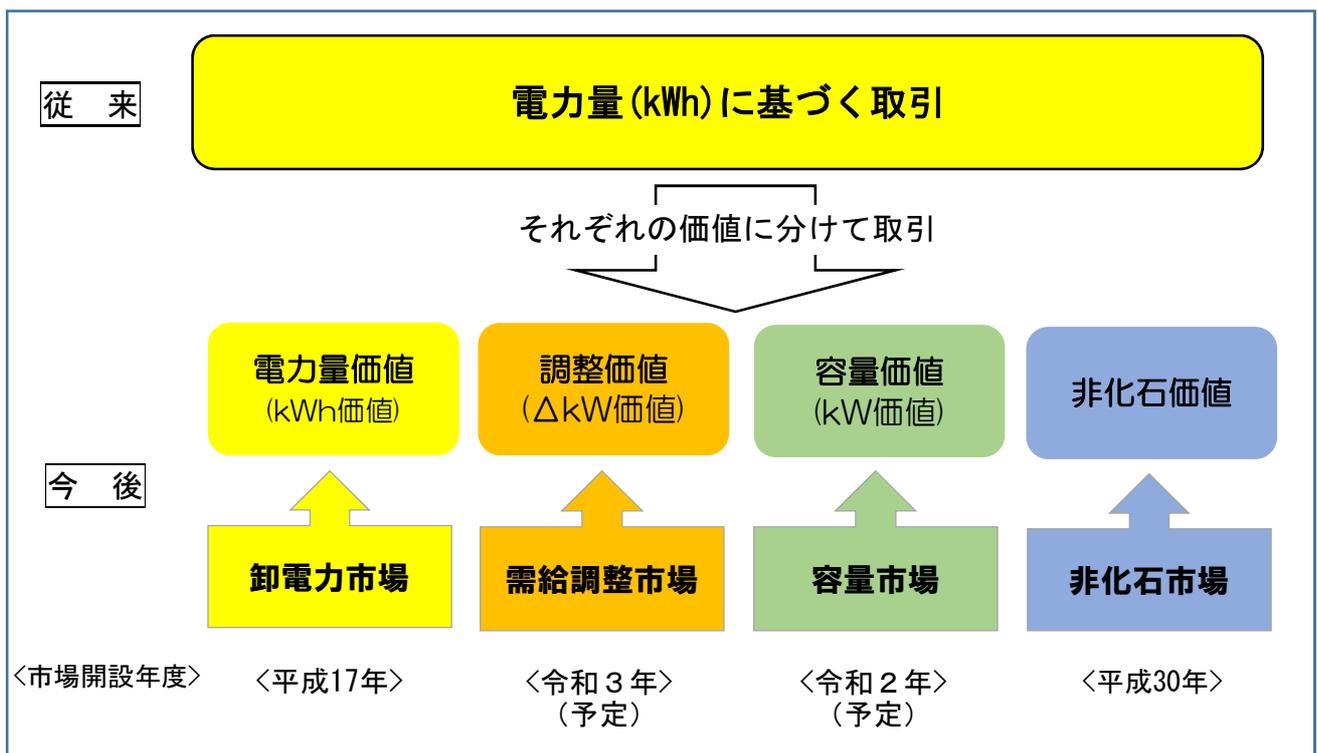
東日本大震災後に進められている電力システム改革では、従来は旧一般電気事業者が一体的・独占的に行っていた電気事業について、「発電事業」「送配電事業」「小売電気事業」の3事業形態に分離し、「発電事業」と「小売電気事業」は完全自由化されることとなった。

それに伴い、「発電事業者」や「小売電気事業者」間の競争の促進等を図るために、市場原理の活用を柱とする電力取引の自由化が進められることとなり、国により新たな取引市場が順次整備されている。

#### 2 新たな取引市場のイメージ

従来の電力取引は発電した電力量（kWh）に基づく取引のみであったが、今後は、調整価値、容量価値、非化石価値など、電気に内在する様々な価値に分割され、それぞれの価値ごとに設けられた取引市場で、取り引きできるようになる。

##### 【イメージ図】



### 3 各取引市場の概要

電力は貯めることができず、常に需要量（消費量）と供給量（発電量）を一致させる必要<sup>\*</sup>があるため、需給を一致させるための取引市場などの整備が進められている。 <sup>\*</sup>一致できない場合、電圧や周波数の変動、停電が発生する。

#### (1) 卸電力市場（平成17年度開設済）

- 電力の需要と供給を一致させるために、余剰または不足することが見込まれる電力量価値（kWh価値）を予め取引する市場。
- 具体的には、発電事業者及び小売電気事業者は、それぞれ「発電計画」と「需要計画」を前日までに登録することとされているが、発電と需要の計画値が一致しない場合は、実需給の1時間前までに予め「卸電力市場」を通じて余剰分と不足分を売買し、需給を一致させる。

#### (2) 需給調整市場（令和3年度開設予定）

- 短時間の電力の需要と供給の不一致が生じた場合に、それを一致させるための調整能力を調整価値（ $\Delta$ kW価値）として取引する市場。
- 具体的には、(1)の「卸電力市場」の取引締切後に、天候の変化による発電量の変動などで、短時間（実需給の1時間前～直前）の需要と供給の不一致が発生した場合、送配電事業者は「需給調整市場」を通じて電力の調整能力に優れた発電所の調整力を調達し、需給を一致させる。

#### (3) 容量市場（令和2年度開設予定）

- 国が定めた将来（4年後）の発電能力（供給力）を確保するために、発電所の発電能力そのものを容量価値（kW価値）として取引する市場。
- 具体的には、発電事業者が、災害時等の予備力も含めた発電設備を将来にわたり維持できるよう、すべての小売電気事業者が、発電設備の更新等に必要な費用を市場を通じて負担する。
- 発電事業者は、発電所の容量価値を市場に登録し、「容量市場」で決定された価格で収入する。

#### (4) 非化石価値取引市場（平成30年度開設済）

- 再生可能エネルギー等で発電された電気が持つ、発電時にCO<sub>2</sub>を排出しないという化石燃料にはない価値を、非化石価値として取引する市場。

- 具体的には、再生可能エネルギー等で発電された電気の非化石価値を、証書化し市場で取引することで、小売電気事業者がCO<sub>2</sub>フリーの電力メニューを用意して販売するなど、需要家の選択肢を広げる効果が期待できる。

## 4 県営電気事業における電力システム改革への対応

### (1) 現行の電力受給基本契約期間内の対応（令和5年度まで）

現在、県営電気事業の主要水力発電所による電力は、令和5年度までの電力受給基本契約に基づき、それぞれの価値を一体として東京電力エナジーパートナー(株)に売電することとしている。

従って、現行の基本契約期間内は、取引市場に参加して収入を得ることはできないが、水力発電で発電した電気の非化石価値は、令和2年度から5年度まで「アクアdeパワーかながわ」の取組みで活用する。

### (2) 令和6年度以降の売電契約に向けた対応

#### ア 売電方法の検討（令和2年度～）

「非化石価値」の活用や「電力の地産地消」など、県営電気事業の特徴を生かした取組みを継続し、発電事業者として引き続き安定的な経営ができるよう、令和2年度は、各取引市場の活用方法と、売電契約方法のあり方に関する調査委託を実施する。

#### イ 容量市場への参加（令和2年度）

令和2年度には容量市場が開設され、4年後となる令和6年度分の容量価値の価格が決定される。県営電気事業では、令和6年度からの売電契約において、収入の一部を容量市場から確保するため、容量市場への参加手続を進める。

## 5 今後のスケジュール

令和2年3月	容量市場への登録
7月	容量市場における令和6年度分入札手続（8月に開札）
令和3年度 ～ 令和4年度	・調査委託結果を踏まえた次期売電契約方法の検討 ・容量市場での入札手続（毎年度、4年後分を入札）
令和5年度	
令和6年度～	次期売電契約に基づく売電の開始